

令和元年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 5
A型事業所に対する関与・指導について
理由
<p>今年度7月下旬、港区で事業を行っていた就労継続支援A型事業所が経営不振を理由に、従業員に対し、突然事業所の閉鎖と、2か月分の賃金について支払えないという通告を一方的にし、その結果、24名の利用者が仕事を失うばかりか、給料を受け取ることができない状況となりました。当該事業所の閉鎖・倒産については、利用者に対する通告後3日程度で、離職票などの書類が各利用者のもとに郵送されてきていることから、ある程度予測できたことではないかと考えられます。制度の見直しがされ、経営的にも難しさのある企業としての就労継続支援A型事業所の倒産自体については、やむを得ない事情もあると考えますが、一方、障がい福祉サービス事業所として大阪市の指定を受けている事業所としては、利用者の支援に対する一定の責任があるのではないかと考えられます。この件については、利用者の次の就労への支援、未払い賃金の立て替え払い制度の手続きがスムーズに進んでいくように協力することなどが考えられます。このような状況について、障がい福祉サービス事業所の指定権者の大阪市としても、何らかの関与をし、指導などに努める責任があるのではと考えます。この件以外にも、就労継続支援A型事業所の事業廃止、倒産の事案は全国的にも散見されます。労働者であり、福祉サービスの利用者でもある就労継続支援A型で就労する方々の権利が擁護され、安心して働くことができるような方法、体制を確立してください。</p>
回答
<p>今回、事業所の急な倒産により、利用者の方々にご迷惑と心理的なご負担をおかけすることとなりました。事象発生当初から、大阪市西部地域障がい者就業・生活支援センター、港区障がい者基幹相談支援センターを中心とした支援者の方々により、ハローワークでの新しい就労先の紹介や失業給付金の申請、労働基準監督署への未払い賃金の立て替え払い制度利用に係る問い合わせや申請等についてご協力、ご支援いただきました。また、事業所に指導する立場である福祉局からも、倒産した事業所に対し、利用者への説明や新しい就労先の紹介等について適切に実施するよう指導を行いました。これにより、新しい事業所で就労いただいている利用者の方もおられますが、その一方、新しい事業所の利用に不安があり、以前のような生活を送ることができなくなっている方もいらっしゃるため、引き続き支援者の方々と連携し、一日も早く安定した生活を取り戻していただけるよう取り組んでまいります。また、今後、同様の事例が発生することも考えられることから、福祉局に対し、利用者の方々にも不利益が生じることのないような体制づくりと、事業所への指導を更に徹底するよう要望します。</p>
担当：港区役所保健福祉課

令和元年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 6
地域包括ケアシステム 大阪みなと中央病院との連携・活用
理由
<p>近年、高齢化が進んできている中で、住み慣れた自分の家で、できるだけ永く暮らし続けられることができるようにとの視点で、地域包括ケアシステムや、在宅医療のネットワークの構築が言われるようになってきています。区政会議の経営課題3「健やかに生き生きと暮らせるまちづくり」の戦略その②にあげられているこの地域包括ケアシステムや、在宅医療ネットワークが十分に機能するようになるためには、「地域包括ケア病棟」が不可欠です。今年度、築港地域より、磯路地域へ移転してきた、大阪みなと中央病院を中心にして、地域包括ケアシステムや、在宅医療のネットワークを構築していく事ができれば、高齢者や障がい者はより安心して暮らすことができるようになります。常時医療的ケアを要する、重度の身体障がいのある人が港区だけでなく、多く地域に暮らしておられ、そのご家族は、1日24時間1年365日休みなく介護・支援に当たっておられます。その方々も、安心して地域での暮らしが送れるように、その対象に障がい者をも含めた、地域包括ケアシステムが港区に構築できるように、大阪みなと中央病院と地域の機関、社会資源を有機的につながる仕組みが確立できるよう、公民一体となった取組みを強化し進めてください。</p>
回答
<p>地域包括ケアシステムは、もともとは介護保険制度の考え方で、高齢者を主体に考えられてきましたが、障がいのある人も地域で普通に暮らし、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指していることには変わりなく、障がい者も含めた地域包括ケアシステムの構築を目指すべきだと考えております。</p> <p>港区として地域医療拠点病院である大阪みなと中央病院には、1日24時間1年365日休みなく介護・支援に当たっておられる方々が安心できるように、可能な限り、常時医療的ケアを要する重度の身体障がい者のレスパイト入院や家族・支援者が急病等の緊急時には短期の受入れをしていただけるよう協議してまいります。</p>
担当：港区役所保健福祉課

令和元年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望7
地域防災 要援護者支援も含む
理由
<p>近年、台風による風水害や、地震など大規模災害が多発しています。また、近い将来には、南海トラフ地震の発災も予測されています。そのような災害の際には、障がい者、高齢者などの要援護者の多くが、自力で避難し、安全を確保することは、十分に行えるわけではなく、周囲の人や地域の支援が不可欠です。有事に全ての人々が安全を確保できるような、防災体制を構築してください。また、防災等の計画を作成する際には、障がいのある人や、高齢者からも意見を集めるようにしてください。今後は、より主体的に、地域で行われる避難防災訓練にも参加できるように、その方法等を一緒に考えてください。</p>
回答
<p>平成30年に発生した大阪府北部地震や台風21号では、避難行動要支援者の安否確認が地域の見守り活動団体により行われましたが、発生が日中だったため、安否確認する人員の不足や、情報が共有されず安否確認の重複が発生するなど課題がありました。そのため、港区では、日常の見守り活動を行う団体（町会、民生委員、ネットワーク委員等）と自主防災組織（地域防災リーダー等）が連携して、災害時に避難行動要支援者を的確に支援できる体制づくりに取り組んでいます。</p> <p>こうした中、今般災害研究機関が港区における要援護者の津波避難行動に関する調査を行われております。区としても同研究機関と高齢者・障がい者の事業者との調整を行っており、今後、区福祉計画や区防災計画策定の際、調査結果や障がいのある方、高齢者の方からいただいたご意見を活かしていきたいと考えております。</p> <p>また、障がい者の方が地域の防災訓練に参加しやすい方法等については、港区障がい者地域自立支援協議会の皆さまと共に検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>担当：港区役所協働まちづくり推進課 港区役所保健福祉課</p>

令和元年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 8
弁天町交差点 EV の早期設置
理由
<p>平成 16 年には、大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想が制定され、少しずつバリアフリーは進んできてはいますが、現在も、中央大通りと国道 43 号線の交差する弁天町交差点については、車両の交通量が多く、東西に 2 か所地下通路があるとはいえ、車いすが安全に通行・横断できる状態ではありません。交通バリアフリー基本構想の制定以前から、車いす利用者等が、特に弁天町交差点を東西方向に安全に横断する手段としては、南側の港通り、若しくは北側の 43 号線高架道路下まで遠回りするしか方法が無く、エレベーターの設置が継続して望まれてきました。今回エレベーターの設置に向けて少し進捗があったことは理解しておりますが、これまで相当時間がかかってしまっており、その間車いすを使用する高齢者、障がい者、バギーを利用する親子などが大変不便で危険な思いをし続けています。可及的速やかに弁天町交差点のエレベーターの設置を実現してください。</p>
回答
<p>国道 43 号線の弁天町駅前交差点地下道については、中央通りを挟んで南北に 2 か所ありますが、それぞれの地下道にエレベーターを設置する方向で、当該道路を所管する国土交通省大阪国道事務所において、現在、実施設計を行っています。</p> <p>東西南北に計 4 基設置される予定ですが、設置位置などの諸課題を調整しているところです。</p> <p>エレベーターの整備内容や完成時期につきまして、具体的な内容が固まりましたら、改めて周知させていただきます。</p> <p>なお、車いす利用者が国道 43 号線を東西横断する場合の支援としまして、平成 26 年度から地下鉄弁天町駅西側のエスカレーターと東側のエレベーターを利用した支援を行っているところです。</p> <p>介助員 1 名を配置し、車いすの駅ホームの通行介助と、エレベーターが設置されていない西側改札で、車いす利用者がエスカレーターを乗降することを介助しています。</p>
担当：港区役所総務課

令和元年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 9
障害者虐待防止法、障害者差別解消法の更なる周知啓発
理由
<p>法施行後、地域での体制の整備や、周知啓発について、様々な取り組みが進められてきてはいますが、まだまだ十分な理解がされ、全ての人の権利が十分に擁護されているわけではありません。今後、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせるような街づくりを実現するためには、特に障がいの領域においては、この『障害者虐待防止法』『障害者差別解消法』の更なる周知啓発が重要な取り組みです。前年度までに引き続き、より一層の周知啓発に努めてください。また、色々な仕組みや設備などを作るときには、障がい者を含めた社会的弱者と言われる方やそのご家族からの意見にも広く耳を傾けてください。</p>
回答
<p>港区では、障がい者・高齢者虐待についての知識を普及啓発し虐待予防や早期発見につなげるとともに、権利擁護の取り組みを周知するために、区民を対象にした「障がい者・高齢者権利擁護講演会」を開催しています。さらに、主な通報者であるケアマネジャーや相談支援専門員向けの研修会を毎年開催していますが、令和元年度には訪問介護事業所職員にも対象を拡大し、より広い層への知識の習得と早期発見の推進に取り組んでいます。</p> <p>関係行政機関に対しても、虐待防止連絡会議において正しい知識の普及啓発を行っております。また、広報みなとの1面に障がい者・高齢者虐待に関する記事を掲載し、正しい情報の発信を行っております。</p> <p>平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮が義務付けられています。合理的配慮には障がいのある方それぞれの障がい特性に応じた対応が必要で、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかを関係行政機関はもちろん事業者に対しても周知するため、様々な機会を使って啓発活動に取り組めます。</p> <p>また、障がい者だけでなくどんな人にもやさしい街づくりのために、新しい制度や設備の建設には、多くの意見を取り入れてまいります。</p>
担当：港区役所保健福祉課

令和元年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

<p>要望 10</p>
<p>相談支援専門員から、ケアマネジャーへの引継ぎをスムーズに行えるような方法の検討</p>
<p>理由</p>
<p>障害者自立支援法・障害者総合支援法施行以後、10年以上が経過した現在、障がい福祉の領域では、障がい者ご自身の高齢化と、そのご家族の高齢化が大きな課題となっています。高齢化の課題の一つとして、特に 65 才を契機に、使用する障がい福祉サービスを、優先して介護保険サービスへの切り替えることが制度の基本となっていることがあります。この二つの制度の成り立ちが大きく違うこともあり、それまで障がい福祉サービスの利用を前提としたそれぞれの生活が、介護保険に切り替わることにより、利用するサービスについて質・量の変化を求められることで、安心して暮らしていく事が継続できない不安が高まることが考えられます。また、介護保険では、ケアマネジャーが介護保険サービス利用のケアプランを作成することになっていますが、相談支援専門員との役割や考え方に大きな違いがあり、その違いにより、利用者の生活に大きな変化が求められる可能性が懸念されています。制度の持続可能性を担保する必要があることについては、当事者及び関係者に十分に説明を続けた上で、利用する制度の切り替えの際に、当事者にできる限り、混乱や不利益を生じさせないような仕組みが必要です。障がいのある人が、介護保険サービスを優先して利用する必要が生じたときに、その人に関わる全ての人が、正確な制度や仕組みを理解し、これまでの暮らし同様の暮らしを続けて行くことができるように、情報の発信や、共有の仕組み、関係者による連携の支援をしてください。また、相談支援事業所が安定して運営、事業を継続するためにも、各種加算の設定ではなく、相談支援事業に係る本体報酬の見直しを国へ要望します。</p>
<p>回答</p>
<p>障がい福祉サービスと介護保険サービスでは、制度やサービス内容に違いがあり、プラン作成についても、障がい福祉サービスは相談支援専門員が、介護保険サービスはケアマネジャーが担っています。利用者が、障がい福祉サービスから介護保険サービスへ、安心してスムーズに移行するためには、まずは支援者が両制度やその支援内容を十分に理解し、切り替え時に利用者が必要なサービスを継続して受けることができるプラン作りを行うことが必要であり、そのためには、相談支援専門員とケアマネジャーの連携が重要となります。今年度、港区内のケアマネジャーに対し、障がい福祉サービスと介護保険サービスの制度の違いや 65 歳での切り替え時の注意点等について研修を実施し、港区障がい者地域自立支援協議会の相談支援部会やヘルパー事業所連絡会においても、切り替え時の進め方や両制度の支援についての問題点を共有しました。今後は、ケアマネジャーと相談支援専門員との共同での勉強会を実施し、互いの制度への理解を深め、より良い連携が図れるよ</p>

う、区としても体制づくりを支援していきます。また、今まで障がい福祉サービスを受けていた利用者が、制度が変わっても安心して生活を送っていただけよう、両制度についての情報発信や研修会の開催、支援者同士の連携が図れる体制づくりを福祉局に要望します。また、相談支援事業に係る本体報酬の見直しについても国に働きかけるよう、福祉局に要望します。

担当：港区役所保健福祉課